

大田市告示第 101号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は令和6年4月17日から2週間大田市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月17日

大田市長 楫野弘和

1. 公共下水道の供用を開始する年月日
令和6年5月1日
2. 公共下水道の供用を開始する区域
大田市大田町大田の一部
久手町刺鹿の一部
3. 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
4. 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
5. 下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称
(位置) 大田市長久町長久イ402番地1
(名称) 大田浄化センター